

第5回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年10月13日（木）午前9時30分から10時10分

2 開催場所 光市役所大和支所 第2会議室

3 出席委員（21人）

農業委員

- 1番 埤田 定
- 2番 熊野 茂公
- 3番 宮内 昭寿
- 4番 河村 晴夫
- 5番 小林 勉
- 6番 田村 尚利
- 7番 出穂真奈美
- 8番 鬼武 敬子
- 9番 繁本 武紀
- 10番 藤本 準一
- 11番 山本 忠男
- 12番 田村 耕一（会長）

農地利用最適化推進委員

- 1番 小田 博
- 2番 城 俊治
- 3番 末岡 博
- 4番 國弘 久男
- 5番 西村 降裕
- 7番 西岡 正信
- 8番 弘田 靖
- 9番 久保田 等
- 10番 尾崎 敬一

4 欠席委員

農業委員 (0人)

農地利用最適化推進委員 (1人)

- 6番 秋山 孝

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 農地法第3条許可申請に対する許可決定について

議案 第2号 農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について

議案 第3号 農地法施行細則第6条事業計画変更承認申請に対する
承認について

報告 第1号 農地法第4条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第2号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第3号 農地の転用事実に関する照会について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 國本 正和

農地係長 森重 康男

農政振興係長 松原 耕二

議長

みなさんおはようございます。

只今から第5回農業委員会総会を開会します。

本日の総会にあたり、秋山 孝 推進委員より欠席の連絡がありましたので御報告いたします。

本日出席の農業委員は12名、農地利用最適化推進委員は9名で定足数に達しており、総会は成立しています。次に、光市農業委員会総会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは、本日の議事録署名委員は、9番 繁本 武紀 委員、10番 藤本 準一 委員 をお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の松原係長を指名いたします。

議案第1号に入ります前に、久保田 委員につきましては、本件事案が「農業委員会等に関する法律」第31条の規定による「議事参与の制限」の関係があるため、一時退席をお願いします。

(久保田委員 退席)

それでは議事に入りたいと思います。事務局から議案について説明をお願いします。

事務局

それでは総会議案の1ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第3条許可申請に対する許可決定について」です。今月の申請は1件ございました。

それでは番号の1番をご説明いたします。

別紙「位置図」、第3条の番号1をお開きください。

議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

申請のあった土地でございますが、大字小周防地内にある4筆で、地目はいずれも田、面積は計10,131㎡、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、現在譲受人が役員を務めております農事組合法人が借

り受け耕作しております。譲渡の事由でございますが、所有者は遠方にお住まいということで、所有権を譲渡され、譲受人に維持・管理の一切を任せたいというものでございます。

農地法第3条の第2項の1から7号までに規定されております、農地の権利移動の制限でございますが、農地の権利を取得する側において、すべてクリアしなければ権利移動が認められないということになっております。それでは、各号について検討した結果について順を追って説明いたします。

まず、第1号の「全部効率利用要件」でございます。新たに取得しようとする農地も含めた耕作に供すべき農地すべてで効率的に事業に活用することを求めています。

国が定める「農地法関係事務に係る処理基準」というものがございしますが、その中で、「農地所有適格法人に使用および収益を目的とする権利が設定されている農地等について、当該法人の構成員にその所有権を移転しようとする場合にあっては、当該法人が引き続き当該農地等の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められるときに限り、所有権の取得を認めることができる」とされております。

営農計画書によりますと、所有権の移転後も継続して当該農事組合法人が耕作管理していく旨を確認しておりますので、本件はまさにこれに該当するケースでございます。

続いて第2号の「農地所有適格法人以外の法人の規定」です。これは農地所有適格法人以外の法人の農地の取得を制限するものです。本件では個人の権利取得になりますのでこの項目は適用されません。

続いて第3号の「信託要件」についてですが、これは信託の引き受けによる権利取得は求められないというものでございます。本件は信託ではないので適用はございません。

続いて第4号は、必要な農作業に従事可能であるかという「農作業常時従事要件」についてでございますが、本件については問題ないものと考えます。

続いて第5号の「下限面積要件」でございます。これは、農業経営の安定維持には一定の経営規模が必要であるという考え方から、本市においては、新たに取得しようとするものも含めて、30アール以上の農地を保有することとしております。本件ではこの条件を満たしており問題な

いと考えます。

続いて第6号の「転貸禁止要件」についてですが、本件は該当がございません。

続いて第7号の「地域調和要件」でございます。本件については営農計画書から見て、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に特に支障は生じないものと考えます。

以上のとおり、農地法第3条第2項各号に該当するものはございませんので、要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、この件につきましては地区担当委員の久保田委員が当事者でございますので、同地区の鬼武委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上で、事務局からの説明を終わります

議長

鬼武委員、補足説明がありましたらお願いします。

8番

特にありません。

議長

これより質疑に入ります。何かご質問等ございますか。

(なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。ここで、久保田委員に入場していただきます。

(久保田委員 入場、着席)

久保田委員に報告します。議案第1号は原案のとおり決定いたしま

した。続きまして議案第2号の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第2号「農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について」でございます。

議案の1ページをご覧ください。今月の申請は1件でございます。

ではご説明を申し上げます。

農地を宅地などの農地以外の用途に転用しようとする際、権利の移動が伴う場合に農地法第5条により、その土地を所管する農業委員会の許可を要するものでございます。

それでは別紙「位置図」、第5条の番号1をお開きください。

議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

本件は、無償贈与による転用許可申請となっております。

申請者の譲渡人は福岡県にお住まいでございます。また、申請のあった土地は、大字岩田地内にある1筆で、都市計画法の用途区域に所在しております。

登記地目は畑で、現況は遊休地化しておりました。面積は909㎡です。譲受人は大字岩田にお住まいで、ここを転用し、生業である設備事業に係る資材置場として利用したいとのことで、申請が出されたものでございます。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

農地転用許可の要件といたしまして、『立地基準』と『一般基準』がございます。

まず『立地基準』ですが、農地の営農条件や市街地化の状況から見て5種類に区分し、優良な農地の転用を厳しく制限しておるところでございます。

まず「農地の区分」です。本件については将来的な市街化を見越した都市計画法における用途区域、住居専用区域である為、第3種農地となります。第3種農地は立地基準において原則転用の許可をすることとされております。

ここからは『一般基準』となります。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、「転用の目的」です。本件の目的は資材置場ということであり、
適当と考えます。

続きまして、「資力及び信用」についてですが、本件は無償贈与という
ことであり、また譲受人ご本人が設備事業を行っておりますので、土地
の整地等のご自分がされるということで費用負担はございません。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、
農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、該当しないと考えます。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、
許可後2年以内に完了する計画となっており、確実に実施される見込み
であると考えます。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、
今回は該当しないものと考えます。

また「一体利用地の利用見込み」についてですが、これは該当するも
のがございません。

さらに「計画面積の妥当性」についてです。申請に係る農地面積が、
事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになって
いますが、事業計画書や土地利用計画図等から判断し、適当であると考
えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、
被害防除計画書の内容等から判断し、近隣農地の日照・通風等について
は問題ないと考えます。

検討事項についての説明は以上でございます。

なお、この件につきましては地区担当委員の 弘田 委員に調査をお願
いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

議長 弘田 委員、補足説明がありましたらお願いします。

推進8番 特にごございません。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。議案第2号について、原

案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。続きまして議案第3号の説明をお願いします。

事務局

続きまして議案第3号「農地法施行細則第6条事業計画変更承認申請に対する承認について」です。

議案の1ページをご覧ください。今月の申請は1件でございます。

では番号1番をご説明いたします。

別紙「位置図」の最後に添付しております、計画平面図も併せてご覧ください。

この事案は、平成27年9月28日付けで、大字小周防地内にある申請地を資材置場にするということについて、農地法第5条の転用許可を既に受けているものでございます。

本件につきましては、雨水排水の計画について隣接土地所有者との合意に期間を要しましたが、この度、計画がほぼ固まったことら、事業を継続するにあたり、工事期間を1年間延長したいということ、並びに、当初計画には無かった、道路への暗渠敷設による河川への雨水の放流について、事業計画変更承認申請が提出されたものでございます。

なお、暗渠の埋設、河川への雨水放流について、市の担当部局との今まさに協議中ということであります。事務局の方で確認をいたしましたところ、計画通り許可される見込みということではございましたが、今現在で許可決定がされたわけではないことから、今後重大な計画変更が更に生じた場合には、改めて計画変更承認申請をさせるということを許可の条件にさせていただきたいと思っております。

周辺農地の営農条件への支障等についての問題解消がなされれば、計画に係る面積の妥当性、許可基準に基づく判断等には、一切変更がないことから、特に問題はないものと考えます。

なお、この件につきましては地区担当委員の久保田 委員に調査をお願いし、排水施設の件を除けば、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

久保田委員、補足説明をお願いします。

推進 9 番

今、事務局から説明がありましたとおりでございます。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 3 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして報告事項に入ります。

事務局

続きまして報告事項についてご説明申し上げます。議案の 2 ページをご覧ください。

まず報告第 1 号「農地法第 4 条転用届出に係る局長専決処理について」です。今月の届出件数は、1 件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

次に報告第 2 号「農地法第 5 条転用届出に係る局長専決処理について」でございます。今月の件数は、2 件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしましたところでございます。

次に報告第 3 号「農地の転用事実に関する照会について」です。これは、山口地方法務局周南支局からの照会によるもので、該当する土地の

現況に対する照会でございました。

照会の件数は1県で、内容については記載のとおりでございます。

現地調査につきましては、地区担当の委員さんのほか2名の委員さんと事務局職員1名が現地確認し、記載のとおり、法務局へ回答したところでございます。

以上、ご報告いたします。

議長

只今の報告第1号から3号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(なしの声)

質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますので、御了解いただきたいと存じます。

以上で第5回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、平成29年10月13日開催の第5回光市農業委員会総会の議事録である。

平成29年 月 日

光市農業委員会 会長 田村 耕一

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 _____ 印

光市農業委員 _____ 印